

世界人権宣言60年、平和なくして人権なし 憲法理念の実現をめざす第45回大会基調

1 世界規模の転換期のなかで

<世界人権宣言60年と世界規模の金融経済危機>

1. 63年前、日本は、アジア・太平洋地域に対する植民地支配と侵略戦争によって、中国、韓国・朝鮮をはじめとした世界の人々に多大への加害と、沖縄の地上戦、ヒロシマ・ナガサキの原爆投下と国内にも多数の犠牲者をもたらしました。その反省から、1947年5月3日に、平和主義、基本的人権の尊重、主権在民を三大原則とする日本国憲法が誕生しました。同じころ、1948年12月10日、第3回国連総会で世界人権宣言が採択されました。2008年はその60周年でした。「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という条文から始まるこの宣言は、世界の人びとに共通して保障されるべき自由や平等、および社会的・文化的権利を30カ条に渡って決めました。これを礎に「平和なくして人権なし、人権なくして平和なし」という理念のもとに、世界はこの間、国際人権規約の他、人種差別撤廃や女性、子ども、移住者、障害者、死刑廃止など各分野におよぶ30の国際人権条約が積み上げられ、人権確立のため国連人権理事会も発足させました。世界人権宣言の具現化が国連の目的といっても過言ではありません。日本国憲法も人権について前文では「人類普遍の原理」とし、第10章「最高法規」第97条では「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」と、世界史的意味を込めています。そして、第3章で「国民の権利と義務」を定め、31カ条の種々の人権を保障しましたが、その内容は世界人権宣言と重なるものです。ともに60周年を迎え、多くの成果もありますが、深刻な人権侵害は国内外で後を絶たず、ひきつづき不断の努力が必要です。

2. とくに、1980年代から顕著になった経済のグローバル化とアメリカのレーガン政権などの市場原理、自由競争、規制緩和、戦後福祉国家の解体、「小さい政府」をめざす経済的な新自由主義と、伝統的価値への回帰を強調する社会的な保守主義は、競争と対立を強めさせ、貧困、差別、人権侵害など格差社会を進行させてきました。対外政策では、軍勢力重視、「強いアメリカ」、単独行動主義によって、新たな垂直的な国際秩序の形成をめざすものでした。加えて、ブッシュ政権は、2001年の9・11をテコに冷戦崩壊後の平和と軍縮への動きを逆流させ、一極支配体制の構造化をめざしたネオコン路線のもとにアフガンやイラクへの侵略戦争をすすめてきました。日本でも小泉内閣以来の新自由主義政策で社会的セーフティネットは次々と壊され、雇用労働者の3分の1が非正規労働者、所得200万円以下の労働者が4分1=1000万人以上、後期高齢者医療制度改悪など深刻な人権侵害の社会を作り出してきました。このなかで、現在、グローバル化と新自由主義が生みだした未曾有の金融経済危機が世界と日本を覆い、恐慌状態・深刻な不況が進行し日本では非正規労働者を象徴に解雇・失業をはじめとした生活危機が広がっています。「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法第25条）が犯され、社会や地域の格差を生み出し、陰湿な人権侵害が助長されています。

<大きな転換点>

3. 時代は大きく転換しはじめました。新自由主義、市場万能主義の中核ともいうべきウォール街の金融機関がサブプライムローンなど相次いで破綻し、米国経済の危機を深刻化させ、グローバリズムのな

かで、世界の経済を深刻な金融危機・恐慌へ追い込もうとしています。また、米国による政治・経済・軍事にわたる世界の一極支配が終焉を迎えようとしています。アフガニスタン、イラクへの侵略戦争の泥沼化が世界と米国内の平和勢力を強化し、米国はブッシュ・ネオコン路線からの転換を余儀なくされつつあります。そして、米国大統領選では「チェンジ」や「グリーン・ニューディール」を唱えるオバマ新政権が誕生しました。その特徴は、外交と国際協調主義の重視、脱冷戦型の「共通の安全保障」、軍事優先の安全保障概念からの脱却などです。米新政権は中東ではイラクからの撤退、東アジアでは6カ国協議・米朝対話の動きをすすめるようとしています。イスラエル・パレスチナ戦争などの新たな事態も起きており、戦争反対、武力で平和はつくりえないという平和運動と世論をいっそう広げなければなりません。オバマ政権をめぐる動きは世界が求める国連や国際的な新しい秩序の形成による平和の確立、経済の安定に対応するものです。

4. 日本でも、格差社会、景気の減速、社会保障制度崩壊への無策などのなかで、2007年選挙で参議院はすでに与野党逆転し、自公政権の暴走を多くの課題で止めています。小泉郵政改革選挙の衆議院多数派を頼りに政権継続してきた自公政権は、安倍、福田につづき、麻生内閣も崩壊の危機に直面していますが、米国追従ですすすめられてきたインド洋への自衛隊の派兵、米軍再編など「戦争する国づくり」になおすすんでいます。また、6カ国協議では日本の孤立傾向も強まっています。

5. 衆院総選挙・政権交代を求める声が世論の多数派になっています。政治・経済・社会の大きな転換期であることを踏まえて、野党勢力の総結集によって、与野党逆転を勝ち取り、政権交代を実現しなければなりません。オバマ新大統領への米国の政権交代は、日米中関係や朝鮮半島情勢を含め、東アジア情勢にも大きな変化のうねりが押し寄せることになります。いまこそ、平和国家・日本の原点に戻って、日本の外交を再構築すべき好機です。平和・人権・環境の確立を展望し、憲法理念の実現に向けていくときです。2008年4月には自衛隊イラク派兵違憲の画期的な名古屋高裁判決が示されました。私たちの東アジアの市民との不戦の交流、平和連帯・共通の安全保障を明確にする平和環境の醸成のとりくみや、人権や民主主義の確立、人々の「命」や生活を重視する「人間の安全保障」の政策実現のとりくみ、憲法理念実現のとりくみを広げていくことが必要です。

2 世界人権宣言60年と「人間の安全保障」の確立に向けて

<世界人権宣言60年と憲法>

6. 日本国憲法と世界人権宣言の誕生から60年。日本の人権の状況はどうでしょうか？ 国連が中心になって作成した30の人権関係条約のうち、日本が結んだ国際人権条約は12に過ぎません。批准した条約も、国内法整備がなかったり、留保や未批准部分があるなど人権救済についての遅れがあります。日本では、差別が社会悪であり犯罪であるという明確な認識がいまだに希薄という問題をかかえています。

7. 2008年10月には、国連の国際人権(自由権)規約委員会が第5回日本報告書審査を経た最終見解を明らかにしました。日本政府に向けて34項目もの提起が行われ、そのうち「懸念事項および勧告」が29を占めました。また、その前の6月には国連人権理事会の普遍的定期審査(UPR)も、日本に対して各国から26項目に及ぶ勧告が記載されました。そこで掲げられた日本の人権の問題点は、国内人権機関の設置、人権諸条約の下での個人通報制度の承認、差別撤廃のための諸措置、マイノリティ・先住民族への権利保障、女性に対する暴力及び人身売買の防止策、日本軍「慰安婦」問題の解決、移住者および難民の権利保障、死刑の廃止または一時執行停止措置の実施、刑事司法制度の改善などです。

8. UPRの勧告で日本政府が受け入れたのは、26項目中17項目にとどまり(うち3項目は「検討する」、1項

目は「関心を留意」)、9項目は受け入れない姿勢を表明しました。受け入れた勧告は、「パリ原則に沿った人権機関を設置すること」「女性を差別するすべての法規定を廃止し女性に対する差別に関する対策を継続すること」「マイノリティに属する女性が直面する問題にとりくむこと」「性的指向および性自認に基づく差別を撤廃するための措置をとること」「女性および子どもに対する暴力を減らすための施策を継続すること」「人身売買とたたかう努力を継続すること」「UPRフォローアップ過程において市民社会を参画させること」などです。また、自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)以外の国際条約の締結を「検討する」とし、国際人権諸条約(自由権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約)のもとでの個人通報制度の受諾の検討を示唆しました。さらに、アイヌ民族などの先住民族の権利保障に関する勧告に対しては、アイヌ民族を先住民族として認める6月6日の国会決議採択ならびに官房長官談話を紹介して、「関心を留意する」としています。

9. 一方、国内法の差別規定の撤廃や差別禁止法の制定を求めた勧告や、日本軍「慰安婦」問題の解決へのとりくみに関する勧告、入国管理局による「不法」滞在外国人の匿名通報用ページの撤廃を求めた勧告、代用監獄制度の見直し、死刑廃止などについては、従来の立場を頑なに繰り返し、受け入れる姿勢を見せていません。死刑の廃止にいたっては、「日本は、死刑執行停止措置の承認も死刑廃止も検討する立場にはない」との姿勢を真っ向から示したばかりか、報告書が採択された翌日の6月13日、法務省は3名の死刑確定囚の死刑を執行しました。自由権規約委員会の最終見解が発表される直前の10月28日にも2名の死刑を執行しており、死刑撤廃に向かう国際的潮流に逆らう姿勢をとっています。

10. 自由権規約委員会からの勧告に対しては、文書によるコメントは公表されていませんが、審査後に開催された国会議員やNGOとの意見交換会で各省庁の代表者が表明した見解では、従来の国内法制度の説明を繰り返し、刑事司法制度や死刑制度に関する勧告については「検討する予定はない」とするなど、委員会の勧告を誠実に履行する姿勢を見せませんでした。

11. UPRの次回審査、また自由権規約委員会に要請されている項目に関する1年後のフォローアップ、次回の報告書作成などで、勧告の履行が再び問われます。また、2008年には、子どもの権利条約、同選択議定書、女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約など、他の国際人権条約についても、相次いで報告書が提出されており、関連の委員会による今後の審査が予想されています。日本政府がかすかに前進姿勢を見せた項目の具体化をはじめ、国連がすすめる世界人権宣言60年のキャンペーンなどを活かしながら、死刑廃止をはじめとした国際人権諸条約の批准促進や、実効性ある人権救済法、差別禁止法の制定に向けたとりくみをすすめていくことが必要です。「人権赤字国」と呼ばれて久しい日本の政府が国連人権理事会で国際公約したものを具体化させるとともに、「持続可能で社会的責任のある発展」のとりくみを改めて広げていくときです。

<改憲手続法と憲法審査会>

12. 2007年7月の参議院選挙で与野党逆転した結果、それまで自民党政権が目論んでいた憲法審査会を始動させ、早ければ2011年にも自民党案に基づいて改憲案を発議するという路線は破たんし、自民党は自らのペースによる明文改憲は困難となるとともに、衆議院の解散・総選挙にも踏み切れない状況が続いています。このなかで、「新憲法制定議員同盟」(会長・中曽根康弘元首相)の工作などが行われながらも、社民党の反対や民主党内の強い異論によって、これまで憲法審査会は始動していません。「改憲手続法」は、参議院の憲法調査特別委員会で18項目にもおよぶ附帯決議が行われたように、制定を急いだ側自身が問題点が多いことを認めています。憲法審査会の設置に反対し、改憲手続法について、立憲主義に基づいた一からの審議やり直しをさせることが必要です。

<憲法と私たちの基本的立場>

13. 憲法は前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」し、第9条で「戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認」を、第3章「基本的人権」や第10章「最高法規」で「基本的人権の本質、普遍性、永久不可侵性」を定めています。私たちの基本的立場は、これらに示された憲法理念の擁護と実現をめざすとともに、人権や民主主義の国際的な確立にむけた世界の到達点に立って、さらに発展させることです。いうまでもなく憲法の有効性を高め、市民生活に生かすための議論は必要です。当然、国会でも取り上げられ議論しなければなりません。差別と人権抑圧に利用されている憲法第10条の「国民要件」についてどうするのか、憲法の規定にない環境権についてどうするのかなどの問題をも踏まえて、これまでの憲法問題の論点・問題点整理、規範が現実に生かされているかを検証などを行いながら、論議をすすめていかなければなりません。また、憲法前文・9条、第3章、第10章などの部分は、憲法の理念の神髄の部分であり、その変更を許してはなりません。明文であれ解釈であれその改悪の動きに対抗して、憲法理念を実現するとりくみ、政府に憲法を遵守させ、立憲主義を確立するとりくみを強化します。ひきつづきこの立場を明確にし、平和団体、市民団体、連合などとの連携の強化をすすめていきます。

<「人間の安全保障」と憲法理念>

14. 「人間の安全保障」のとりくみは、冷戦の崩壊とグローバリゼーションの進展を背景に、UNDP(国連開発計画)が初めて打ちだしました。一人ひとりの人間を中心にして、危機への脅威のもとにある個人や地域社会において、その地域の人々による対処能力の向上をつうじて、各人の生命の尊厳性と人権が保障されるような、安全な社会の形成をめざすものです。具体的には、地域紛争、テロ、差別、感染症の蔓延、自然災害の発生、難民化などの「急激な危機」と、犯罪の多発、環境破壊、経済危機、貧困、飢餓、偏見と差別の拡散、教育・医療サービスの欠如などの「慢性的な危機」ないし「欠乏」からの安全を保障することになります。そのために、国際社会からの支援は、その地域の人々を中心に据えて配慮されて、支援を必要とする人々に確実に届く援助、地域社会のシステムの対処能力を向上させる援助や、人々の能力強化を重視する援助、さらに、文化の多様性を尊重する援助などが重視されることになります。従来の領土偏重、軍備重視の国家間安全保障ではもはや対処しえなくなった問題に対処するものです。社会経済、人権などの国際諸機関や、各国の政府、自治体、内外のNGOとが協力した活動が行われています。平和に関していえば、「核の安全保障」からの転換・脱却や、世界各国とくに途上国で軍事支出の増大からの脱却がめざされ、対人地雷禁止条約やICC(国際刑事裁判所)設立条約などの成果が生み出されてきました。

15. 人間の安全保障は、紛争・戦争を生み出す原因である貧困や差別の問題を明らかにし、それを克服するためのとりくみです。多くの紛争は、経済社会的権限および資源へのアクセスが不平等なかでつくられています。そして、暴力的な紛争は、開発への展望を阻害します。2000年9月の国連ミレニアム宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権と良い統治などを課題として掲げ、21世紀の国連の役割に関する方向性を提示しました。そして、それまでの国際開発目標と統合して、ミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)を打ち出しました。「極度の貧困と飢餓の撲滅」「普遍的初等教育の達成」「ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上」「幼児死亡率の削減」「妊産婦の健康の改善」「環境の持続可能性の確保」「開発のためのグローバル・パートナーシップの推進」という8つの目標と、18のターゲット、48の指標からなるものです。このMDGsの達成がもっとも遅れている国の多くが紛争をかかえている国です。それゆえ予防と持続的平和構築は、MDGs達成に必要であり、MDGsの履行は紛争の根源への対処につながり人間安全保障を促進するという関係にあります。2003年5月の

国連「人間の安全保障」委員会の「最終報告書」は、「人間の安全保障」は「国家の安全保障」を補完するものと位置づける一方、「人々が自分の安全を自分で対処するようにエンパワーすることが含まれる」ことを強調。人権なしの人間の安全保障はないと主張し、教育を重要としています。また、2005年9月の世界サミット成果文書では、MDGsの2015年までの達成を再健認するとともに、平和構築委員会や人権理事会の設置、人道犯罪からの「保護する責任」の確認などが合意され、実行中です。なお、日本の政府・外務省も「人間の安全保障」を外交の柱の一つにおき、1999年には国連に日本信託基金「人間の安全保障基金」をたち上げ、すでにこの基金に300億円以上の拠出をして、アジア、アフリカその他の地域で国連の諸機関がおこなうさまざまなプロジェクトに資金提供しています。国内では、2003年改訂の「ODA大綱」でも「人間の安全保障」を基本方針の一つとして定めており、日本が行なう国際協力として重要な位置にあります。

16. 「国家の安全保障」に制限されない市民、NGO、労働組合や第三者機関などがとりくみをいっそう強化することも必要です。世界的にも、自然災害時などの国境を越えた協力活動、イラク侵略戦争反対に見られる大規模な反戦平和行動とそのネットワークの広がり、グローバル化に抵抗する人々が大結集する世界社会フォーラムの開催、その平和版の世界平和フォーラム、GPPAC(武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ)のとりくみなど、動きは強められてきました。

17. 近年注目されているのが、CSR(企業の社会的責任)という概念です。CSRは、企業も経済的価値や短期的な営利を追い求めるだけでなく、社会的な存在として、環境や人権といった非経済的な価値の維持・増進のために責任を果たさなければならないという新たな責任概念です。いまや国家に匹敵する存在となった企業が、その社会的責任を自覚し、人権や環境といった普遍的価値を実現できるように、社会全体でとりくむことを必要とします。この分野でどれだけ効果的なとりくみが行なえるかが、今後の日本および世界における重要な課題といえるでしょう。

18. 国連が進める「グローバル・コンパクト」はCSRの基準の一つであり、重要なとりくみです。1999年の世界経済フォーラムでアナン国連事務総長(当時)が提唱した、国連と連携する企業、市民社会、自治体などの自発的なイニシアティブの枠組みです。これに参加する企業などは、人権・労働・環境・腐敗防止についての10原則を自発的に自らのビジネス活動に組み入れ、経営理念として推進することを約束します。そういう企業には人道的な企業という評価を国連から提供されることとなります。すでに全世界で3000社近くの企業がこの趣意に賛同して参加しており、日本でも、50あまりの企業が参加していますし、自治体では川崎市が参加しています。国際人権基準、国際環境基準、国際労働基準に沿った企業活動を求め、それをモニターして評価する動きは少しずつ強まっています。

3 憲法理念の実現にむけて—平和環境醸成し多民族・多文化共生社会へ

<集団的自衛権と米軍再編>

19. 戦後の日本は、平和を求める人々の不断の努力によって、戦前のような相次ぐ戦争という事態にはいたらなかったものの、歴代自民党内閣のもとで憲法理念は実現できず、憲法第9条は空洞化され続けてきました。強引な憲法の拡大解釈のもとで、自衛隊は肥大化し、日米安保条約は強化され、いまや日本は世界有数の軍事力を持ち、また、米軍基地とあわせて世界最大・最強の基地群が築かれています。

なし崩し的な解釈改憲が、現在でも自公政権のもとで、米軍再編、新テロ特措法・イラク特措法などの自衛隊の海外派兵、教育基本法「改正」に続く教育の国家統制や監視社会化の強まり、戦争美化の歴史の歪曲など、「戦争する国づくり」としてすすめられています。先の通常国会では、宇宙の軍事利用に

道を開く宇宙基本法の成立など、野党も巻き込んだ軍事領域の拡大も行われました。ソマリアへの自衛隊海上警備行動派遣も強引に憲法や自衛他方を無視して行おうとしています。

20. とくに、米軍再編で強調されている「共通の戦略目標」と不可分なのが「集団的自衛権」の行使です。2008年6月には、安倍首相時代から集団的自衛権行使に関する憲法解釈見直しを検討してきた政府の「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（略称:安保法制懇、柳井俊二座長）が福田首相に最終報告書を提出しました。報告は、①公海上の米軍艦船の護衛②米国向け弾道ミサイルの迎撃③国連平和維持活動(PKO)など他国部隊の救援④PKOなどの後方支援—の4類型のいずれも実施可能と結論付け、集団的自衛権行使容認に向けて憲法解釈の変更を求めています。また、この報告が、自衛隊海外派兵恒久法制定に向けた動きのなかで利用される危険性もあります。

21. 米軍再編は、①同盟国の役割強化②柔軟性を高める③地域を超えた役割④迅速展開能力⑤数ではなくて能力重視の5原則で開始した世界規模のもので、日本との間では、「共通の戦略目標」（2005・2・19）、「日米同盟の転換と再編」（2005・10・29）、「実施ロードマップ」（2006・5・1）と3回にわたる合意が行われました。米国は、アジア太平洋地域を統括する陸・海・空・海兵4軍の司令部と実戦部隊を日本に集中し、「不安定の弧」（東北アジアから中国、東南アジア、インド、アラブ地域、アフリカ大陸東岸まで）に軍事介入する際の中軸基地にしようとしています。またそのための切れ目のない支援を、日本に要求し、日米間で合意したのです。横田(空・ミサイル)・座間(陸)への米軍・自衛隊司令部の合同、横須賀への原子力空母配備、岩国のアジア最大規模の航空基地化、沖縄での基地新設と海兵隊司令部のグアム移転などです。敵国に対して核兵器を含む先制攻撃を行うことを基本戦略にする米国と共通の戦略目標を日本が持つことは、憲法違反です。戦時の役割分担で、自衛隊が米軍を支援することは「専守防衛」の範囲を逸脱します。ミサイル防衛は集団的自衛体制を現実化するものです。また、日米安保条約は在日米軍の活動を「極東の安全」のために限定していますが、再編後の在日米軍は広範囲に活動することになります。在日米軍再編は、憲法違反であるとともに、事実上の日米安保条約改定であり、最大の問題があります。

22. 憲法理念の実現に向けての大きな課題は、日本の平和外交の基本や再び軍事大国とはならない証を明確に示すこと、これまでの対米一辺倒から、東北アジアの平和環境醸成する友好外交など多角的な外交への転換が求められています。米軍については、アメリカの海兵隊の部隊および演習の米本土移管、原子力空母横須賀母港化の撤回、普天間基地返還・辺野古移設計画の撤回をはじめ沖縄基地の大幅縮小・撤去、日米地位協定の抜本改定、米駐留軍経費の日本側負担(思いやり予算)の廃止などを求める必要があります。そして、自衛隊の海外軍事行動や、ミサイル防衛の導入など「集団的自衛権の行使」となるものの中止・撤退、イージス艦・空中給油機・軽空母など他国に脅威を与える正面装備の拡大中止と大幅削減、クラスター爆弾など非人道兵器の廃棄、などは、当面する必須の課題です。

<日米地位協定の抜本的改定に向けて>

23. 沖縄県では2008年2月10日、米海兵隊兵士による女子中学生への性暴力事件が発生し、県民の怒りが高まりました。1995年の海兵隊による少女性暴力事件がおきたから今日までに、沖縄県内の米軍兵士による性暴力事件は16件、全国各地でも米軍関係者による事件が多数発生しています。米兵関連犯罪では1次裁判権が米軍側にあること、米軍関連事故では加害者である米軍兵士に民事的な損害賠償への支払い能力がなく、被害者が補償を受けられないことなどが問題ですが、在日米軍兵士の特権的地位を認めた「日米地位協定」の問題があります。しかし、政府は改正には消極的で、「運用改善」で対処しようとしています。日米地位協定の抜本的な改定と米軍兵士による損害賠償制度の確立など米軍関連の事件・事故を減少させるための方策を、日米両国政府に求めることが重要です。

＜憲法第9条と平和基本法—安保・自衛隊との乖離の克服に向けて＞

24. 憲法前文・9条改悪の動きに対抗して、9条の憲法理念を具現化するには、日米軍事同盟・自衛隊の縮小・改革が不可欠です。そのため、①国家の交戦権否定②集団的自衛権禁止③非核3原則④武器輸出三原則⑤海外派兵禁止⑥攻撃的兵器の不保持を条文に明記し、⑦文民統制原則⑧国連中心主義をかかげること。自衛隊を改編し、①国土警備隊②平和待機隊③災害救助隊に分割すること。当面存置される「国土警備隊」は、組織・任務・装備の面で、「陸海空その他の戦力」に当たらないものに限定すること。大幅に削減される予算・人員・施設を、「災害救助」と「国際協力」分野に振りむけ、憲法前文と9条にふさわしい日本のすがたを世界に示すこと—などを内容とするものです。「平和基本法」により、まず東アジアに「EU型共通の安全保障」を実現、最終的に、国境を越える地球ぐるみの「人間の安全保障」へと発展させていくことをめざすものです。

＜「平和的生存権」—名古屋高裁判決の意義＞

25. 相次ぐ自衛隊の海外派兵に法の裁きを求める運動が、各地でとりくまれてきましたが、自衛隊イラク派兵違憲訴訟の名古屋高裁判決(2008年4月17日)は、米兵などを輸送する「航空自衛隊の空輸活動は憲法違反」とし、「平和的生存権」を憲法上の法的権利であることを認める画期的な判決を出しました。判決は憲法前文の「平和的生存権」は「現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利」であり、「単に憲法の基本的精神や理念を表明するに留まらない」としました。そして「平和的生存権」には、それに基づいて違憲行為の差し止め請求や損害賠償請求などの方法で救済を求めることができる「具体的な権利性」があると認めたのです。「自衛隊と憲法」をめぐるきわめて重要な判決であり、憲法理念の実現をめざすものにとっての共通の財産となるものです。

＜アジアの平和と日朝国交正常化、6カ国協議＞

26. 朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の核開発をめぐる6カ国協議は、2006年10月の核実験実施表明などの事態があったものの、朝鮮半島の非核化に向けて共同声明(2005年9月19日)を実施するための各国がとるべき初期段階の措置を決めた合意(2007年2月13日)、3核施設の無能力化などをとり決めた第2段階の合意(同10月3日)とすすんできました。2008年6月には北朝鮮が核計画の申告書を提出したことを受けて米国はテロ支援国家指定の解除を10月に発効させました。12月8日から開催された6カ国協議は、米国のブッシュ政権末期とあって大きな前進はありませんでしたが、朝鮮半島に積極的関与政策をとるオバマ政権成立によって、朝鮮半島非核化の第2段階の終了に見通しをつけ、第3段階へと進む流れが形成される可能性は強く、米朝関係も改善すると見られます。

27. ところが、日本政府はこうした国際情勢に逆行しています。福田内閣のときに再開された日朝国交正常化に向けた作業部会すら麻生内閣のもとでは何も行われていません。制裁措置は継続を重ねたまま、朝鮮総連関係団体への弾圧を続けています。また、自民党内では追加制裁まで含んだ北朝鮮人権法改正案の検討が報じられています。その内容は、日本単独でのテロ支援国家指定や北朝鮮が国際金融機関に融資を求めた際に反対することの義務化など、時代錯誤のものであり、日本国内の北朝鮮および関連団体の資産凍結、朝鮮総連への法執行の強化など、在日朝鮮人への圧迫です。こうした姿勢は、非核と平和のために努力しないばかりか、日朝関係の発展を遅らせ拉致問題の解決まで困難にするもので、なんのプラスにもなりません。2002年ピョンヤン宣言にもとづく日朝国交正常化に向けた糸口を政府・政治家・メディア・世論のなかに切り開くために、平和のために実効性ある方向を広く提起し、政策への具

体化を要求する運動が求められています。

28. 1991年に日朝国交正常化交渉が開始してすでに18年。日韓会談の14年を上回っています。オバマ政権成立の2009年は、話し合いにより朝鮮半島、東北アジアの平和を実現する転換点となるチャンスです。朝鮮半島の状況に関心を持ち平和や和解をめざす「東北アジアに非核・平和の確立を！日朝国交正常化を求める連絡会」（日朝国交正常化連絡会）は、日本政府に北朝鮮に対する制裁の解除、人道支援の即時再開、エネルギー経済支援への参加を主張すると同時に、在日朝鮮人団体への不当な人権弾圧にも反対を表明しています。連絡会はあらゆる国の核保有に反対する立場から、北朝鮮に対しても核を放棄し平和的政策をとるよう求めています。日本が朝鮮半島を植民地化してから100年目を迎える2010年までに日朝国交正常化のために決定的前進を勝ちとるとりくみをすすめています。

<教科書と歴史認識>

29. 2008年使用の高校歴史教科書における沖縄戦の「集団自決」への日本軍関与を否定した検定意見については、沖縄の県民ぐるみとりくみによって、文科省が教科書会社の訂正申請に応ずる形で、日本軍の関与が一定認められました。また、大江・岩波沖縄戦裁判の大阪高裁判決(10月31日)においても、沖縄戦の「集団自決」には日本軍の関与があったとの見解が示され、歴史的事実として認定されました。今後、すべての教科書に「集団自決」の歴史事実を客観的に記載させるとともに、問題を再び繰り返さないためにアジアとの「近隣諸国条項」のように「沖縄戦条項」を制定することが必要です。また、とりくみのなかで問題とされた密室での教科書検定審議は、文科省は透明化の検討を示唆しましたが、事後概略公開でごまかそうとしています。全過程を公開させなければなりません。

30. 文科省は2011年度実施の小学校社会科の学習指導要領の解説書に、「沖縄戦」「東京大空襲などの各地への空襲」「広島・長崎への原爆投下」などの事例を初めて明記することとしました。教科書は解説書にそって作成されますが、日本軍による加害の歴史事実が欠落した一方的な被害の歴史認識の醸成が危惧されます。また、国家主義的教科書の「新しい歴史教科書をつくる会(つくる会)」は、低迷する採択率と教科書の内容などをめぐって「改正教育基本法に基づく教科書改善を進める有識者の会(改善の会)」とに分裂しました。改善の会は、自民党政府に近い立場です。これまでの「つくる会」の教科書は、著作権が扶桑社から、育鵬社(「改善の会」系)に引き継がれましたが、著作権の帰属をめぐって対立しています。両会が新教科書策定の標準を合わせると見られる2011年度を見据えて、国家主義的教科書をつくらせない、採択させないとりくみ幅広いとりくみを再構築することが重要です。

<戦後補償をめぐる問題>

31. 植民地支配と侵略戦争を重ねて敗戦した日本は、戦後、多大な賠償を求められる立場でしたが、戦後の冷戦のもと米国の強力な働きかけで、中華民国は賠償を放棄し、日本が賠償を支払ったのは、4カ国(ビルマ、フィリピン、インドネシア、南ベトナム)だけ。これに対して、1970年代に中華人民共和国が日本に対して戦後賠償を免除したのは、日本が平和憲法の存在を示し軍事大国化しないと表明したためであり、中国も侵略戦争は一部の間違った日本の指導者によるもので多くの人々は被害者としたからです。東北アジアはいまなお対立構造から脱してないなかで、日本の政府と市民は、その過去の清算に向け努力し、敵対意識の解消に尽くすことが重要です。しかし、日本に何よりも必要な戦争の歴史と責任に関する認識についての無理解であるとともに、田母神発言のように近年の偏狭なナショナリズム的傾向を強めるなかで歪曲が広げられ、日本はこれら未解決の問題での真摯・誠実な対応ができていません。

32. 1980年代から現在まで、アジア地域の被害者が国や企業を相手に戦後補償を求める裁判が80件を超して行われました。しかし、政府は被害事実の認定を避け、裁判所は被害事実を認定するものの除斥

(時効)などで請求を棄却してきました。2007年4月27日の中国人強制連行西松訴訟の最高裁判決は、事実認定をしながら、1972年の日中共同声明を根拠に司法救済の道を閉ざし、他の中国関係の訴訟もこれに相次ぎました。しかし、国際法にも人権・人道にも反することは明白です。訴訟のなかで培われた膨大な証言と資料を生かし、事実認定をもとに、政府・企業などに責任をひきつづき追及すること。ILO(国際労働機関)や国連人権機関、「慰安婦問題」で首相の公式謝罪表明の各国議会決議のように、国際世論に訴えること、東京・重慶の大空襲訴訟など新たなとりくみを広げていくことをはじめ、アジアの市民と連携したとりくみが重要です。

<教育と子どもの権利>

33. 2009年は「子どもの権利条約」の国連採択から20年、日本が批准して15年です。この間、子どもの権利条約の理念は定着せず法制度も不備なままでした。子どもをとりまく課題を解決し子どもの人権を保障するとりくみは、学校だけでは限界が来ており、自治体や地域住民のとりくみが重要となっています。このなかで兵庫県川西市では全国に先駆けて「子どもの人権オンブズパーソン条例」を制定し、オンブズマンが学校などと連携して子どもの人権擁護にとりくんでいます。これは全国に波及し、各自治体で「子どもの権利条約」などが策定されるようになりました。

34. 他方、グローバル化のなかで、日本では企業競争力の確保策に躍起となり、排外主義、偏狭なナショナリズムを助長する傾向も増大し、2006年教育基本法が十分な審議もなく強行成立しました。①教育の目的を「人格完成」から「国に有益な人材育成」に転換、②愛国心をはじめ個人の「内心の自由」を否定し、国家主義を助長する徳目が定めたもの、③教育行政について国と地方公共団体がそれぞれ介入するもの、④教育基本法の「教育宣言」としての歴史的意義を抹消したことなど、憲法改憲につながる重大な問題点をもつものです。その後もさらに教育関連法が次々と変更され、教育現場に管理や競争主義、格差、差別の構造が持ち込まれようとしています。

<差別禁止法と人権侵害救済制度の確立>

35. 日本における人権侵害の被害者に対する救済制度は世界水準から遅れています。現行では、主として裁判所による救済と行政機関による救済の2つがありますが、裁判による救済は、時間がかかる上に、弁護士費用など経済的な負担がともなうこと。行政上の救済機関では包括的な救済ができないなどの問題があります。これを打開するのが、人権救済を専門に扱う独立性の高い行政機関を国連の「国内人権機関の地位に関する原則」(パリ原則)にそった独立性と実効性あるものとして法制度化することが必要です。また、差別を禁止・処罰する法律の制定も必要です。

36. 具体的な人権救済では、すでに20年を超えた1,047名のJR採用差別問題は、再三のILO勧告はもとより、司法判断も国鉄による差別・不当性を指摘しており、2008年7月には鉄建公団訴訟控訴審の和解の動きや、積極的に受けとめるとの国交相発言なども行われ、政治解決を求める大規模集会を行うなど大きな山場を迎えています。

<女性差別撤廃条約と男女共同参画>

37. 2009年は女性差別撤廃条採択30周年、選択議定書採択10周年。日本は選択議定書の批准が当面する重要課題です。女性差別撤廃条約第12条は「女性の健康に関する権利」の確立を謳っていますが、医師不足と地域医療の崩壊のなか、妊婦の「タライ回し」による死亡事故の続出と「お産難民」が発生するなどの危機的状況がもたらされています。妊娠・出産にかかわる政策を、国際社会の人権基準であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康の権利)の視点で見直すことが緊急の課題です。

この間、自民党の「憲法改正」協議では、権利の制限、義務の強化とともに、第24条の「両性の平等」の見直しが示されてきましたが、国際社会の流れは、あらゆる分野で女性の重要性・ジェンダーの視点を強調する動きにあります。UNDP(国連開発計画)の『人間開発報告書2007』で日本の人間開発指数(HDI)順位は177カ国中8位、ジェンダー開発指数(GDI)157カ国中13位、ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)93カ国中54位であり、女性が社会的、政治的、経済的にどのくらい力を持っているかの指数であるGEMが依然として著しく低い数値に留まっています。男女共同参画確立に向けたとりくみをいっそう広げていかなければなりません。

<多民族・多文化共生社会と憲法>

38. 日本は戦後も旧植民地出身者に対する人権侵害を続け、不当な外国人差別を続けてきたことを克服するためにも、定住外国人の権利確立は重要です。地域レベルでは、不十分ながらも地方自治体における「外国人会議」や住民投票条例による投票権などが全国に広がりました。定住外国人の地方参政権は、すでに欧州各国やアジアでも韓国では地域社会に参画する権利として実施されています。日本でも、違憲ではないとした最高裁判決(1995年2月)に前後して全自治体の半数が決議していますが、国会に提案されてから10年近くになりますが、主に自民党タカ派の反対で実現しないままです。

39. 国際化時代のなか、在日外国人は、旧植民地出身者だけでなくブラジル人など南アメリカに移民した日系人中心に近年急増し200万人をこえており、その人権確立は失業・解雇などの強まりのなかで喫緊の課題です。また、無年金の問題や国際結婚した人々など多くの人たちが権利の確立を求めています。とくに子どもの問題は深刻です。日本の外国人学校は政府からの助成金がなく、朝鮮学校などは卒業資格が認められないなどの差別を受けている場合もあります。在日外国人は納税の義務を負っていますが、多くの税金が使われる学校教育の分野でほとんど恩恵を受けていません。子どもの権利条約の趣旨に基づいて、朝鮮学校をはじめ在日外国人学校を学校教育法の「1条校」化、卒業資格差別の撤廃などは当面する重要課題です。さらに、研修生として来日した短期滞在の人たちの無権利状態はきわめて問題です。2008年8月に山梨で起きた中国人実習生暴行傷害事件など人身売買と暴力的な抑圧下におかれた状態を許してはなりません。その一方で外国人雇用状況報告を義務づける雇用対策法改定や2009年外国人「在留カード」制度新設の出入国管理法改定の動きなど管理強化だけが強められています。

<開かれた民主主義－司法改革、地方分権など>

40. 警察・監視社会化による人権侵害事件は、最近の麻生邸ツアーの若者の不当逮捕など多発しています。国会上程中の「共謀罪」新設法案は、犯罪の実行の有無にかかわらず、法律違反について話し合うだけで罪とする稀代の悪法ですが、与党はなお制定を断念していません。この間、警察の恣意的捜査や密室の取り調べのもと自白強要によるえん罪事件が多発していることに対し、取り調べの録画・録音による可視化や代用監獄の廃止が大きな課題となっています。第3次再審をすすめる狭山裁判をはじめとしたえん罪訴訟のとりくみとともに、司法の民主化が問われています。2009年5月に開始される裁判員制度は、市民の司法への参加や関わりを増大させる司法制度改革の中心として重要な側面もある一方、裁判官の恣意などに左右されないなど市民に開かれたものとする原則の確立や、被告や裁判員などの人権保障など、課題も多く残されています。慎重かついいいな運用が必要です。また、総選挙の際に行われる最高裁判所裁判官国民審査は、主権者が裁判官の判断をチェックする重要な機会です。しかし、裁判員制度を前に2008年11月には判事を経ずに竹崎博允長官が誕生するなどの大きな出来事が起きていても、国会議員や大臣に比べて、最高裁の長官も判事も誰であるかはるかに知られていません。国民審査では、大多数が棄権のつもりで無印投票していますが、無印は信任とされる、きわめて非民主的、前

近代的な制度がつづいています。いまの制度では×印をつけることだけが権利行使であることを踏まえて、抜本的には○×式にするなど、投票した人の意思が結果に反映する方法への改善を早急に実現させる必要があります。なお、期日前投票が不十分などの問題もあり、すぐにも改善させなければなりません。

41. 「官僚主権」といわれる「官」の支配をどう克服して「民」の政治を実現するのは民主主義の基本問題です。そして、「公」の果たすべき役割の再確立が求められています。地方自治については憲法には第8章「地方自治」が明記されながら、機関委任事務は明治以来の国と地方の「上下」関係がつづいてきました。1999年に成立した地方分権一括法によって、機関委任事務制度は廃止されたほか、関与のルール化や第三者機関が創設されたことは高く評価できます。しかし、地域の自立と振興には、自主財源の確保とともに、条例制定権の拡大、拘束力のある住民投票の導入などが、ひきつづき重要課題として残されています。しかし、新自由主義の流れは、国家財政再建が最優先の「三位一体改革」を押し進め、地方財政は危機的な状況となり、高齢者医療、病院の縮小など福祉・医療が崩壊の危機に直面しています。30年前、「健康は基本的人権」であり、可能な限りの高度な健康水準を達成することは最も重要な社会目標である」とした世界保健機関(WHO)の『アルマ・アタ宣言』の理念実現の障害となっています。

42. 米軍基地の所在するところはもとより、自衛隊は米軍と融合しはじめ、民用・商業用の港湾や空港施設の軍事利用が進められているなか、「国民保護法」を介して自治体に対する動員が強められる危険性があります、とりわけ「国民保護計画」への対応が重要です。また、米軍再編促進特措法では再編交付金をエサに自治体の抵抗を骨抜きにするという手法がとられました。地方自治の理念からしても、平和に関連した住民投票を含め、自治体の平和力・外交力を築くことが重要になっています。

<環境権、地球環境>

43. 環境権などについて憲法に直接の条文がないことから改正を主張する動きもあります。権利規定の条文明記も重要ですが、憲法が否定するものでない限り、条文がないので環境保護が前進しないわけではありません。環境問題は、地球温暖化や森林の減少と砂漠化、水の量と質の悪化、増え続ける廃棄物や有害化学物質など、多岐にわたっています。これらは、人口の都市集中や市場経済優先の産業活動、第一次産業の衰退等によって年々深刻化しています。とくに日本は、輸出主導の経済によって、世界中の資源を使いながら、国内外に環境悪化を引き起こしています。これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、「循環型社会」への転換が求められています。

44. 「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」(2007年2月)報告は、21世紀末には世界の平均気温は最大6.4度上昇などの警告を発しています。CO₂などの削減を定めた「京都議定書」の着実な実行が求められています。米国と同調して京都議定書への参加を拒否してきたオーストラリアは政権交代により議定書を批准。また、昨年、米国を含めて、議定書の約束期限後の削減について大枠合意されるなど、世界的に温暖化問題へのとりくみはすすみ、オバマ政権誕生でさらに加速します。一方、日本においては逆にCO₂などの排出量が増加しています。政府として強力な対策を取らずに自主的なとりくみに任せてきたことに加え、森林吸収源対策などが着実に実施されず、他方で原発推進がすすめられようとしていることは重大問題です。欧米ですすめられている自然エネルギーに対して、日本は積極的な推進政策をとろうとしていません。最近の石油価格高騰や、危険な原発、化石燃料資源に限界があるなかで、自然エネルギーを推進する法制度を早急に確立することが必要です。身近な地域資源を活用したバイオ燃料や風車、太陽光発電などの地域分散型のエネルギーの利用を推進することが必要です。また、地域においても、自治体と市民の連携を図り、温暖化対策をすすめることや、個々人のライフスタイルを見直

し、エネルギー消費を減少させることが必要です。

45. 「グローバル化」の急速な進展のなか、投機マネーが石油から食料や資源にまで拡大して暴走を続ける一方、多国籍大企業の影響を受けた世界貿易機関(WTO)や二国間自由貿易協定(FTA)交渉により、貿易や投資の自由化が進められ、過度のコスト削減と競争至上主義による新自由経済が優先されてきました。さらに、水道や医療、教育などの公共サービスの切り捨て、営利目的の私企業化が世界的に進められています。その結果、途上国の産業や市民生活が困窮する一方で、環境破壊に歯止めがかからない状況が続いています。地球温暖化防止が叫ばれても、二酸化炭素排出量の増加が続いていることはその端的な姿です。また、アメリカなど一部の国の農産物輸出が増加する反面、途上国の食料の輸入依存度はますます高まっています。これに追い打ちをかけるように、穀物在庫は過去最低水準が続き、気候変動による生産減少、中国などの需要増、穀物をバイオマス燃料の原料としていることが引き金となり、投機マネーの流入も加わって、世界的な食料需給のひっ迫と価格の高騰につながっています。国連のミレニアム開発目標(MDGs)が打ち出した2015年までに貧困や飢餓、安全な水を供給されない人々の半減をめざすとはしました。しかし、1日1.25ドル未満で暮らす途上国の貧困人口は、2005年でも14億人(4人に1人)となっているように、その達成は困難となっています。これらは、さらに国際的な緊張を生む要因ともなっています。また、資源や食料の安定確保を口実に、日本も含めて軍事力強化の道ともつながる危険性があります。

<最後に>

46. 時代は世界的な転換期です。米国による世界の一極支配から、米国自身が国際協調による平和の確立へとすすむ動きに転換しようとする重要な時期です。日本も政権交代の実現によって、戦争放棄と非武装・平和主義、基本的人権の尊重、主権在民を三大原則とした日本国憲法の理念に基づく政策を実現させていくとくみへとすすむときがきています。「戦争をする国づくり」をやめ、差別や排外主義を克服した多民族・多文化共生社会の実現に向け、東アジアや世界、日本各地の平和・人権・環境の運動をすすめる人々・団体と連帯する大きなネットワークを築いていきましょう。